

八代市地域公共交通会議事務局要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、八代市地域公共交通会議設置要綱（平成 21 年八代市告示第 34 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、八代市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(事務局職員)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、八代市企画振興部企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、八代市企画振興部企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八代市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、寸法、個数、用途及び公印管理者は別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、八代市において定められている公印の取扱いの例による。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 （第 6 条関係）

公印の名称	ひな形	書体	寸法	個数	用途	公印管理者
八代市地域 公共交通会 議会長之印	会 交 地 八 長 通 域 代 之 会 公 市 印 議 共 市	隷書体	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	1	会長名をもつて発する文書	事務局長